

利用者負担金(保育料)の滞納に係る児童手当支給における承諾書の提出について

平成24年4月の児童手当法の改正により、利用者負担金(保育料)等に滞納がある場合には、支払われる児童手当から利用者負担金(保育料)を納付していただくこととなりました。それに伴い、申込時に、あらかじめすべての方にその旨の承諾をお願いしております。

保護者の皆様には、大変お手数おかけしますが、ご理解をお願いいたします。

年 月 日

鹿島市長 殿

承 諾 書

私は、保育所等の入所にあたり、次の事項に承諾します。

- 1 保育担当課が児童手当の支給認定等の情報を調査・確認すること。
- 2 保育所等の利用者負担金(保育料)の滞納があったときは、支給された児童手当から未納分の利用者負担金(保育料)を支払うこと。

承諾期間 保育所等の入所月から利用者負担金(保育料)完納の日まで

記

住 所

氏 名(保護者)

(注)児童の保護者と児童手当の受給者が相違している場合は、児童手当の受給者に養育義務があるとみなして、この承諾書は有効といたします。

利用者負担金(保育料)等を滞納している世帯における申込(異動願等)については、入園等の選考に際し、不利となる場合があります。

利用者負担金(保育料)に滞納がある場合は、預貯金や給与、財産差し押さえ等滞納処分の対象となります。